

事務連絡
令和4年2月24日

横浜市内
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部長
障害福祉保健部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間短縮用抗原検査キットの配付について（通知）

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

現在感染が拡大しているオミクロン株の患者の濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、厚生労働省からの通知に基づき、社会機能維持者の待機期間が一定の条件のもと短縮される取扱いが示され、各施設・事業所あてご案内しているところです。

しかし、その待機期間の短縮のために使用する医療用抗原検査キットは、現在、市場での購入が困難な状況にあることから、一定の要件に該当した施設・事業所に対して、抗原検査キットを配付いたします。

各施設・事業所においては、濃厚接触者となった職員の従事がサービスの継続に必要と判断される場合の待機期間短縮のためにお使いいただき、サービスを継続していただくようお願いいたします。

1 送付物

株式会社マルコム スタンダードQ COVID-19Ag (25テスト/箱)

※2月28日以降、順次日本通運より配送される見込みです。

2 使用について

検体として鼻腔ぬぐい液（取扱説明書の中段〔使用方法〕の右側）を用いる場合は、被験者による自己採取が可能であり、その場合医療従事者の管理下で行うことが原則ですが、医療従事者の常駐しない施設等において、医療従事者の管理下で実施することが困難な場合は、あらかじめ厚生労働省が指定する検査に関する研修を受けた職員の管理下で行う必要があります。該当する場合は、以下の研修資料をご確認のうえ、適切にキットを使用してください。

なお、鼻咽頭ぬぐい液（取扱説明書の中段〔使用方法〕の左側）の採取は、医療従事者に限りませるのでご注意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html（厚労省HP）

3 発送元

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部・障害福祉保健部

4 留意事項

今回送付する抗原検査キットは数に限りがあるため、一部のサービス種別及び既に配送済みの事業所を除く施設・事業所のみへの配付となります。

追加での配付依頼等には対応できませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

担当 横浜市健康福祉局介護事業指導課
高齢施設課

kf-corona@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局障害施策推進課

kf-syosuishin@city.yokohama.jp

【参考】

●濃厚接触者である同居家族等について

- ・陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、以下のいずれか遅い方(※1)を0日目として、7日間(8日目解除)とする
- ・当該陽性者の発症日(当該陽性者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)
- ・当該陽性者の発症等により住居内で感染対策(※2)を講じた日

(※1) 当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日(当該別の家族が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

(※2) ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

(※3) 同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

なお、本取扱いは、令和4年2月2日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用される。

●濃厚接触者について

- ・原則、7日間で8日目に解除
- ・社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合は、事業者の費用負担により、4日目及び5日目の抗原定性検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
- ・ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や会食等を避けること等の感染対策を求める

なお、本取扱いは、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される。

●無症状患者について

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能
- ・濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や会食等を避けること等の感染対策を求める

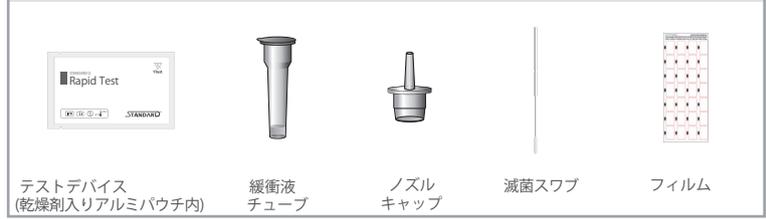
なお、本取扱いは、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される。

スタンダードQ COVID-19 Ag 取扱説明書

体外診断用医薬品 製造販売承認番号 30300EZ00067000
検査を実施する前によくお読みください。

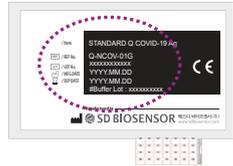


[製品構成] 25テスト入り



[準備]

- 1 本書をよくお読みください。
- 2 アルミパウチに記載されている有効期限をご確認ください。期限切れの場合使用しないでください。
- 3 アルミパウチ内のテストデバイスと乾燥剤を確認してください。



<アルミパウチ>



<テストデバイス>

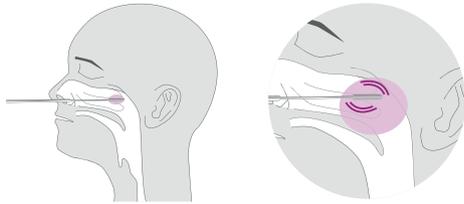


● 黄色
● 緑色
▲ 黄色: 有効
▲ 緑色: 無効
<乾燥剤>

[使用方法]

鼻咽頭ぬぐい液を滅菌スワブを使用して採取します

- 1 スワブを鼻孔から下図の咽頭後壁まで挿入します。
- 2 咽頭後壁表面にスワブを5秒間当て粘膜炎を採取します。

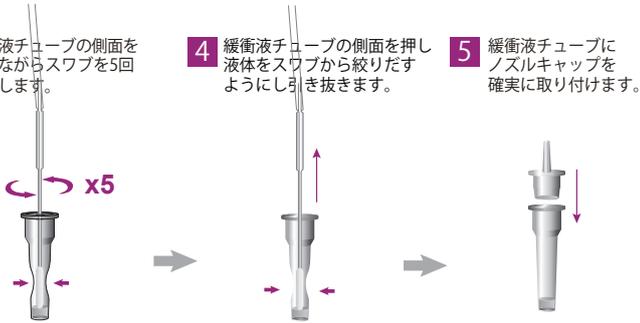


鼻腔ぬぐい液を滅菌スワブを使用して採取します

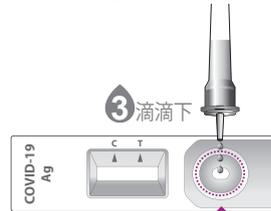
- 1 スワブを鼻腔に沿って2cm程度挿入します。
- 2 5回程度回転させ検体を採取します。



- 3 緩衝液チューブの側面を押しながらかスワブを5回まわします。
- 4 緩衝液チューブの側面を押し液体をスワブから絞りだすように引き抜きます。
- 5 緩衝液チューブにノズルキャップを確実に取り付けます。



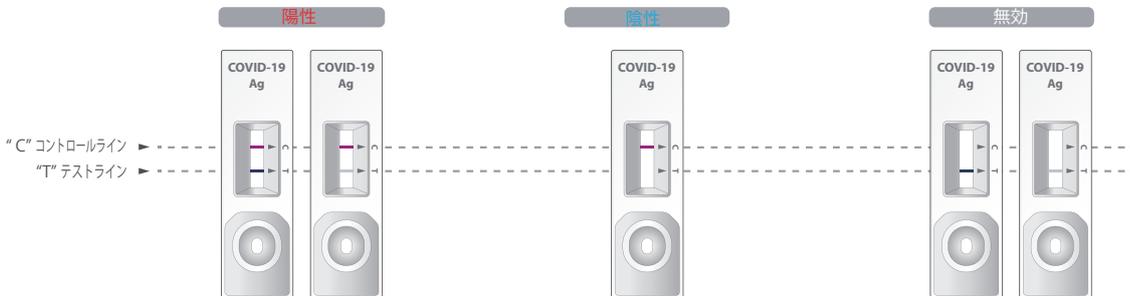
- 6 テストデバイスの検体滴下部に3滴滴下します。



- 7 15~30分の間に結果を読み取ります。



[検査結果の判定]



スタンダード Q COVID-19 Agは、SARS-CoV-2感染症の初期スクリーニング検査を目的としています。検体の抗原濃度が検出限界以下の場合、検出されないことがあります。陰性の場合でも SARS-CoV-2 感染していることを否定できません。確実な判定には、PCR検査を併用する必要があります。

製造元



C-4&5Floor, 16, Deogyong-daero 1556beon-gil,
Yeongtong-gu, Suwon-si, Gyeonggi-do, 16690,
REPUBLIC OF KOREA
Tel +82-31-300-0400 | Fax +82-31-300-0499

輸入販売元

株式会社 **マルコム**
〒151-0071
東京都渋谷区本町4-15-10
e-mail: mdinfo@malcom.co.jp
URL: http://www.malcom.co.jp

製品に関するお問い合わせ先
マルコム コールセンター
0120-901-656
9:00~17:00(土・日・祝祭日を除く)
電話番号をよくお確かめの上、おかけ頂きますようお願いいたします。
20201126